

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月公告第24号）の一部を次のように改正し、富士急湘南バス株式会社に係る改正規定は2024年2月1日、名鉄東部交通株式会社に係る改正規定は2024年2月3日、備北バス株式会社に係る改正規定は2024年2月13日、京福バス株式会社、福井鉄道株式会社、敦賀海陸運輸株式会社、敦賀観光バス株式会社及び福井県美浜町に係る改正規定は2024年2月24日より、それぞれ施行する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
別表第6号の2（第59条）ICカード乗車券が利用できる交通事業者（バス）	別表第6号の2（第59条）ICカード乗車券が利用できる交通事業者（バス）
バス事業者名	バス事業者名
東日本旅客鉄道株式会社	東日本旅客鉄道株式会社
(略)	(略)
株式会社フジエクスプレス	株式会社フジエクスプレス
<del>富士急湘南バス株式会社</del>	富士急バス株式会社
富士急バス株式会社	(略)
(略)	北陸鉄道株式会社
北陸鉄道株式会社	<del>名鉄東部交通株式会社</del>
京都市交通局	京都市交通局
(略)	(略)
鳥取県コミュニティバス運行事業者	鳥取県コミュニティバス運行事業者
西日本鉄道株式会社	<del>備北バス株式会社</del>
(略)	<del>京福バス株式会社</del>
	<del>福井鉄道株式会社</del>
	<del>敦賀海陸運輸株式会社</del>
	<del>敦賀観光バス株式会社</del>
	<del>福井県美浜町</del>
	西日本鉄道株式会社
	(略)
(以下略)	(以下略)